



お詫び

町営住宅使用料(家賃)の算定誤りについて

問い合わせ
管理維持係

一部の町営住宅の家賃算定に誤りがあり、平成16年10月から令和6年1月まで、過大または過小の家賃を徴収していることが判明しました。

町民の皆さまに多大なるご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

令和6年2月分から正当な家賃へ改定するとともに、過大徴収分については速やかに返還し、過小徴収分については追加徴収いたしません。

●経過／令和6年1月に厚岸町営住宅管理条例施行規則第11条(家賃の決定に係る町長が定める数値)の規定で、宮園団地の一部、梅香団地の一部、上尾幌団地において、家賃算

定の基礎となる『団地・住戸別利便性係数』に誤りがあることが判明しました。

●過大徴収対象世帯／宮園M4棟2階から3階の15世帯、187380円

●過小徴収対象世帯／上尾幌団地の12世帯、975210円

●再発防止策／今回の事態を厳粛に受け止め、家賃算定に用いる基礎的な数値について、これまで以上に複数人による点検を徹底します。また、法改正内容・適用の精査、適正な運用に努め、職員の法令・条例順守の徹底を図り、再発の防止に努めます。

介護保険料の遡及課税誤りについて

問い合わせ
課税係

特別徴収(年金天引き)により介護保険料を納付いただいている場合において、所得税・住民税の修正申告などに伴い、2年前の介護保険料を遡って更正を行った一部の人の対し、過大または過小に算定したことが判明しました。

町民の皆さまに多大なるご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

令和6年2月に、過大徴収分の対象者には直接訪問による謝罪と説明を行い、3月中に全員に返還し、過小徴収分については追加徴収いたしません。

●経過／平成27年の介護保険法改正により、保険料の賦課決定は、納期の翌日から起算して2年を経過した日以降においては賦課することができないと新たに規定されました。

本町では法改正後、特別徴収および普通徴収ともに起算日を普通徴収の第1期である7月25日の翌日とする運用をしてきましたが、令和5年9月8日付で厚生労働省より『特別徴収の場合、起算日は年金受給月の翌月5月10日の翌日』であると全国の自治体に対して示されました。これを受け、平成27年度以降の調査を行ったところ、一部の被保険者に対して、本来賦課決定のできない時期まで遡って賦課更正していたことが判明しました。

●過大徴収対象人数／7人、280190円

●過大還付対象人数／5人、81020円

●再発防止策／職員の法令・条例順守の徹底を図り、法改正の際には内容の解釈を適切に把握するとともに、国・北海道への確認および他自治体やシステム業者との情報共有を行うなど、法解釈の齟齬が生じないように徹底してまいります。



募集

釧路管内町村の一般事務職員(大学卒)を募集

問い合わせ
職員係

令和7年度の釧路管内町村の一般事務職員の採用資格試験(大学卒)を行います。

なお、高校卒(短大・専門学校卒を含む)の採用資格試験は、7月中旬に募集を行う予定です。

●厚岸町の採用予定／一般事務職、大学卒1人(卒業見込みを含む)

●受験資格／平成8年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人

●試験日・場所

▽第1次試験 7月14日(日)、釧路町公民館

▽第2次試験 8月以降に各町村役場で実施予定

●申込方法／役場総務課に備えてある申込書に必要事項を記入して持参または郵送(申込書は4月8日(月)から交付)

●受付期間／4月8日(月)から5月31日(金)(当日消印有効)

家族で野菜などを育てませんか

問い合わせ
農政係

上尾幌ふれあい体験農園の利用者を募集しています。

1区画あたり50から100平方メートル、22区画を有料で貸し付けします。応募者多数の場合は、抽選となります。